

※ 鹿児島県に本社を有する旅行業者の皆様へ

令和3年度
補助金のご案内



鹿児島県誘客取組等支援事業費補助金

鹿児島県では、宿泊施設及び観光施設、貸切バス事業者、旅行業者が個々の特性を活かし、また、他の事業者と連携することにより、鹿児島の魅力発信力やおもてなし力を向上させ、観光事業の回復につなげようとする新規性・継続性のある取組を支援します。

このたび、新たに県内に本社を有する旅行業者を助成の対象に追加しますので、お知らせします。

1 補助対象者 ※ 旅行業者が新しく追加されました

鹿児島県内に本社を有し、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けて行う同法第2条第1項から第9項の営業を行う事業者

2 補助対象事業・期間

補助対象事業者が行う新たな誘客取組に要する経費

※ 取組の新規性や将来につながる継続性・発展性などが求められます。

※ 令和3年4月1日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了する取組が対象です。

【補助対象事例】 ※詳細は鹿児島県誘客取組等支援事業申請要領をご確認ください。

- ・ 需要回復のための誘客促進・販売促進
- ・ 観光振興に資する人材の育成
- ・ 地域の特徴を活かした体験メニューなどの企画・造成
- ・ 夜間・早朝に楽しめる観光コンテンツの企画・造成
- ・ 地元食材を活用したメニュー開発等の企画

など



3 補助率・補助上限額・申請期限

補助率: 2/3

補助上限額: 令和3年4月1日時点で雇用保険の被保険者となっている従業者数に応じた額

1~4人	20万円
5~9人	40万円
10~14人	60万円
15~19人	80万円
20人~	100万円

申請期限: 令和3年10月31日(当日消印有効)

※ 複数の事業者が連携した取組について、重複しての申請はできませんのでご注意ください。



【問い合わせ】

鹿児島県誘客取組等支援事業事務局(委託先:MBCサンステージ)

対応時間: 9:00~17:00 ※土日祝日を除く

TEL:099-258-5900 Email:event@sunstage.co.jp

※メールは件名を「誘客取組等支援事業 問い合わせ」としてお送りください。

【申請要領・様式等】県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagoshima.jp/af08/r2yukyakuhojyo.html>

